

避難実施要領

武力攻撃やテロ行為等から市民を迅速かつ的確に避難させるために

大和市

目 次

	ページ
1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 市の特性を踏まえた事態及び被害の想定・・・・・・・・	1
2-1-1 大和市の特性	
2-1-2 基地への配慮・注意	
2-1-3 大和市のリスク	
2-2-1 市の特性から想定される武力攻撃	
2-2-2 緊急対処類型に応じた事態想定	
2-2-3 武力攻撃による被害想定	
3 避難誘導の基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3-1-1 避難指示の伝達	
3-1-2 要避難地域における避難	
3-1-3 避難方法別フロー	
3-2-1 避難施設（集合場所）での避難者把握	
3-2-2 市内滞在者の避難誘導	
3-2-3 NBC 攻撃の場合の留意事項	
4 各パターンに応じた避難対策の検討・・・・・・・・	6
4-1 避難パターン例（その1）着上陸侵攻、航空機攻撃等の場合	
4-2 避難パターン例（その2）弾道ミサイルによる攻撃の場合 急襲的に航空攻撃が行われる場合	
4-3 避難パターン例（その3）ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合	
4-4 避難パターン例（その4）大和市〇〇駅周辺を要避難地域とする避難措置 の指示が知事からあった場合（爆破テロの場合）	
4-5 避難パターン例（その5）市内の〇〇地区及び風下の〇〇地区を要避難地 域とする避難措置の指示が知事からあった場合 （化学剤を用いたテロの場合）	

避難実施要領

1 趣旨

この要領は、武力攻撃事態（緊急対処事態を含む）における、市民の生命、身体及び財産を保護するという市町村の責務にかんがみ、大和市国民保護計画に基づき、市民を迅速かつ的確に避難させるために、状況に応じた複数のパターンを想定し、それぞれにおける避難対策を示すものである。

2 市の特性を踏まえた事態及び被害の想定

2-1-1 大和市の特性

- ①都市化が進み、人口密度が高い
- ②公共動脈が通っている
(東名高速道路、国道 246 号、国道 16 号、東海道新幹線、小田急、相鉄、東急等)
- ③東京都心、横浜市等の大都市に近い
- ④在日米軍や海上自衛隊が使用する厚木基地がある
- ⑤関東西部域の基地郡の中にある(横田、座間、厚木、横須賀等)

2-1-2 基地への配慮・注意

- ①外国人、基地内従業員等への配慮
- ②米軍・自衛隊の行動への注意
- ③基地内弾薬庫等の安全性の確保
- ④武力攻撃事態における周辺住民への適切な措置

2-1-3 大和市のリスク

- ①人口密集地域であることや、交通動脈が通ることなどから、これらに対する武力災害事態による大きな被害が懸念される。
- ②都心や大都市を狙った武力災害事態の発生により、大量の避難受入れや救援のための対応を迫られる可能性がある。
- ③厚木基地を狙った攻撃にさらされる恐れがある。

2-2-1 市の特性から想定される武力攻撃

- ケース①: 首都東京や横浜等の大都市を侵略するための後背拠点確保のための攻撃⇒ミサイル攻撃、空爆、空からの地上部隊侵攻等
- ケース②: 自衛隊・米軍の活動の抑止・妨害を目的とする基地への攻撃⇒基地へのミサイル攻撃、空爆等
- ケース③: 基地機能の一部を停止させることを目的としたゲリラ攻撃⇒基地弾薬庫等の危険物の爆破、航空管制機能への損傷、電力・通信系列等の妨害 NBC 等
- ケース④: 首都圏における同時多発的なテロの一環としての爆破テロ⇒危険物の襲撃・爆破、鉄道や高速道路などでのテロ、大規模店舗や駅等での爆破テロ等
- ケース⑤: 事態発生場所を問わない無差別な NBC テロ等⇒核物質の使用、毒物や細菌等の撒布、感染経路不明な細菌による発病等

2-2-2 緊急対処類型に応じた事態想定

	攻撃対象施設等による分類		攻撃手段による分類	
	危険性を内在する物質を有する施設に対する攻撃	多数の人が集合する施設等に対する攻撃	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃
想定される事態	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・基地内の弾薬庫等への攻撃 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模店舗、鉄道駅等 ・列車や高速道路等の爆破 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入 	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来

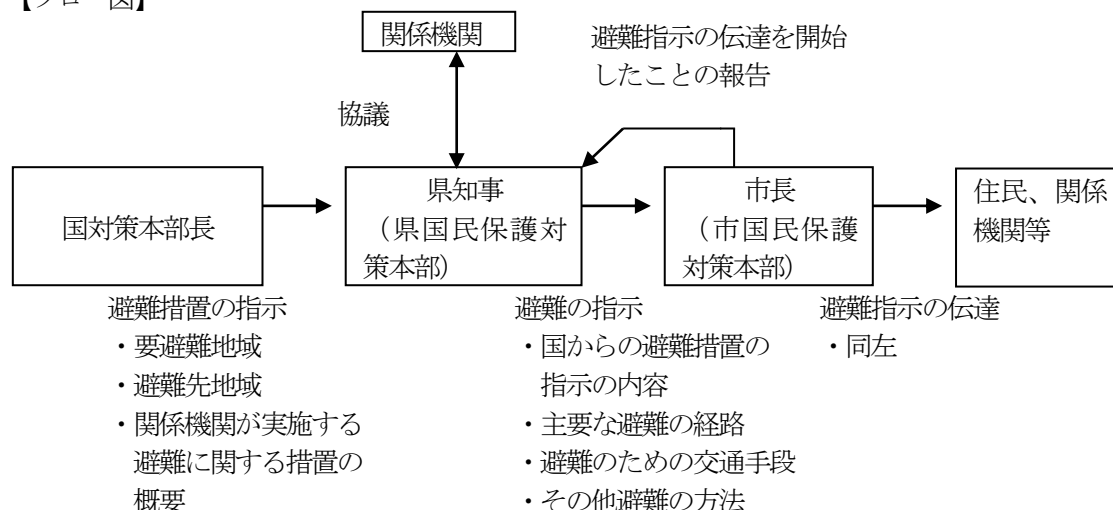
2-2-3 武力攻撃による被害想定（ケースは、2-2-1を参照）

- ケース①⇒ ミサイル攻撃、空爆、空からの地上部隊侵攻等により、広域を含む全市的な空爆被害を受け、市のほとんどが破壊される。
- ケース②⇒ 基地をねらったミサイル攻撃、空爆により、基地機能が破壊されるとともに、基地周辺への被害が拡大する。
- ケース③⇒ 基地弾薬庫等の爆破、航空管制機能への損傷、電力・通信系統の妨害、NBC兵器の使用等により、基地機能に損傷を受けるとともに、送電の遮断、停電や延焼の拡大など、基地周辺の市街地へ被害が及ぶ。
- ケース④⇒ 危険物の襲撃・爆破、鉄道や高速道路などで交通施設をねらったテロ、大規模店舗や駅等での爆破テロ等により、電車や車の暴走、爆破や大規模店舗や駅等の爆破など、局地的な密度の高い被害が生ずる。
- ケース⑤⇒ 汚染物質の拡散、感染経路不明な細菌による発病等により、予測可能な広範囲に被害が拡大する。被害は、生物兵器と化学兵器とで、汚染の拡散の形態や速度の違い等により、被害の状況や程度が異なる。

3 避難誘導の基本的な流れ

3-1-1 避難指示の伝達

【フロー図】



※ 知事による避難指示は、警報内容の伝達に準じた方法で、市に伝達される。また、市の各施設につ

いては、各所管課等から通知する。

【市長へ通知される避難指示の内容】

- ・住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ・住民の避難先となる地域（避難先地域、住民の避難経路となる地域を含む）
- ・個別の避難元、避難先の割当、避難の時期
- ・主要な避難経路
- ・避難のための交通手段、その他避難の方法
- ・避難先地域における避難施設
- ・関係機関が講ずべき措置の概要

3-1-2 要避難地域における避難

(ア) 避難指示の伝達手段

- ・県国民保護対策本部から避難指示の通知を受けたとき
⇒ 警報の伝達に準じて、防災行政用無線、インターネット、広報車等により、住民、関係する団体（自治会・消防団・社会福祉協議会・病院・学校等）に伝達する。

(イ) 県への報告

- ・県国民保護対策本部に、避難指示の伝達を開始したことを報告する。

(ウ) 県からの指示の通知

- ・県からの避難指示を、市の執行機関（議会・監査委員・選挙管理委員会・農業委員会、教育委員会）に通知する。

(避難指示の例)

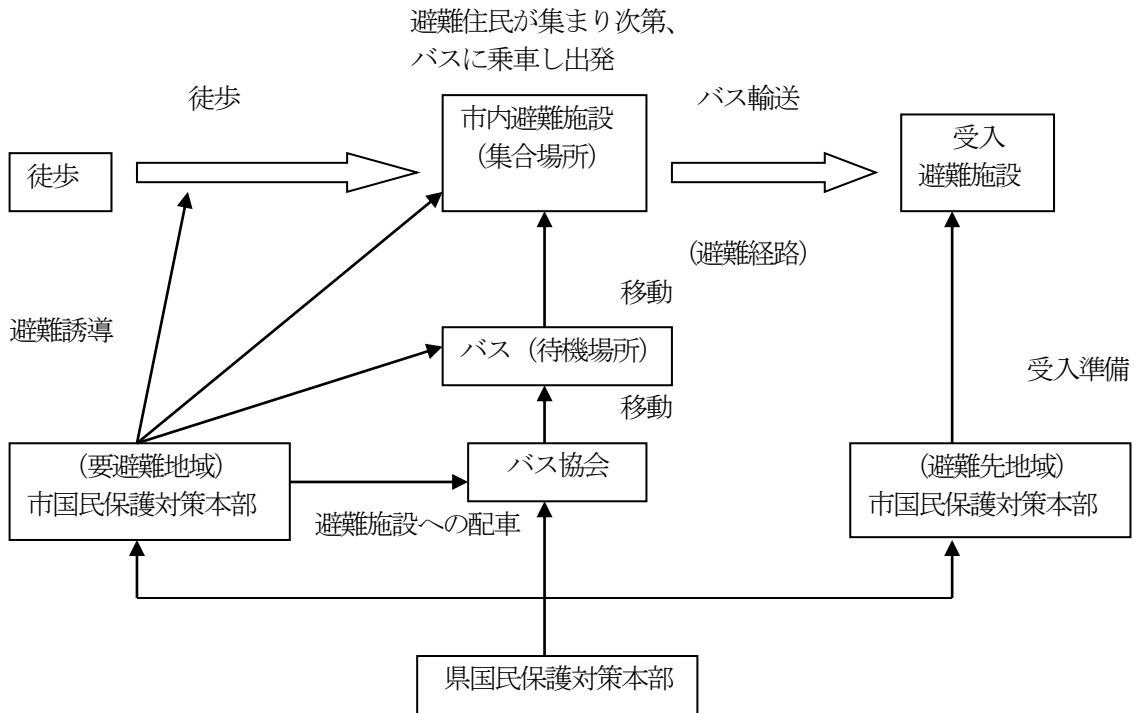
緊 急	神奈川県知事 〇月〇日〇時現在
<p>神奈川県においては、令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、〇時〇〇分に避難措置の指示があった。</p> <p>要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。</p> <h4>1 避難の方法</h4> <p>大和市〇〇地区の住民は、〇〇市〇〇に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 避難開始日時 大和市〇〇丁目の住民は、〇日〇時を目途にあらかじめ定められた市内避難施設に移動すること。(2) 市内避難所から〇〇市までの輸送手段及び避難経路 国道467号〇〇交差点よりバス（〇〇台確保予定） 大和駅より〇〇線（〇〇行〇〇両編成予定） ※〇時から避難完了まで国道16号、国道246号は交通規制を実施 ※細部については、大和市の避難実施要領による。 ※大和市職員の誘導に従って避難する。 <h4>2 その他避難の実施に必要な事項</h4> <ul style="list-style-type: none">(1) 自家用車による避難はしないこと（ただし、あらかじめ災害時避難用特別車両として登録された車両は除く）。(2) 携行品は、2、3日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、必	

要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
 (3) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

3-1-3 避難方法別フロー

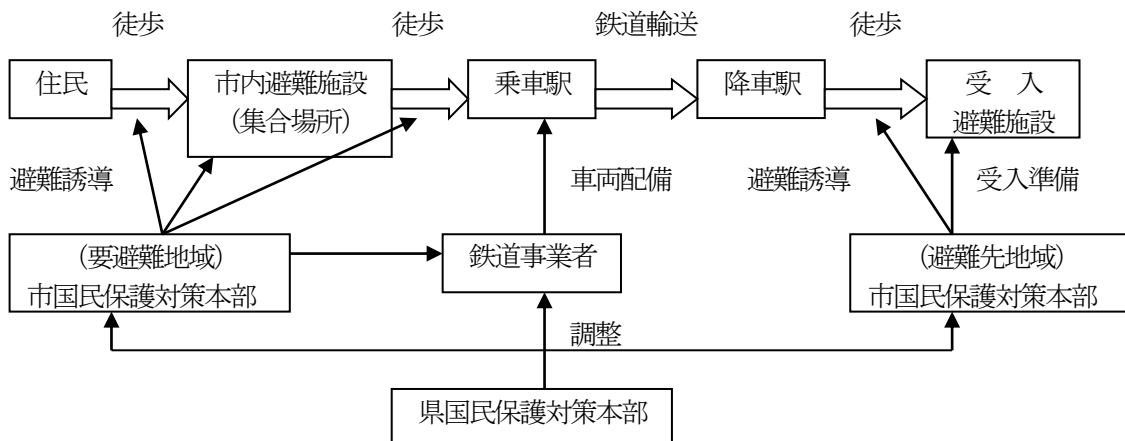
①バスによる避難

- ・住民は、各地区であらかじめ指定された市内避難施設（集合場所）に原則徒歩で避難する。
- ・市内避難施設で、集合者を確認した後、バス輸送で受入避難施設に移動する。



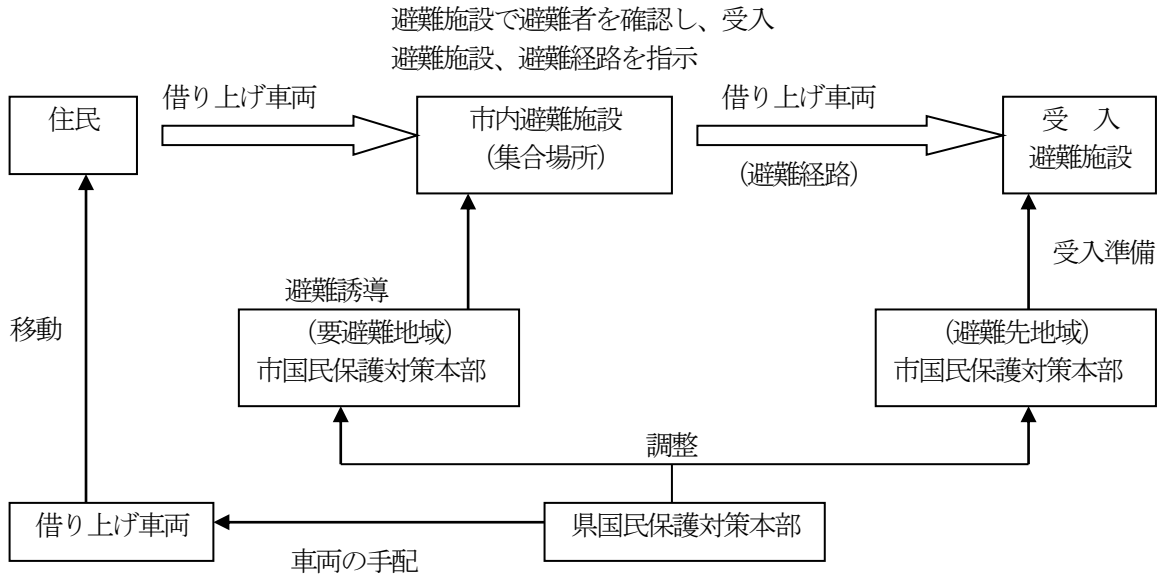
②鉄道による避難

- ・住民は、各地区であらかじめ指定された市内避難施設（集合場所）に原則徒歩で避難する。
- ・市内避難所で集合者を確認した後、住民は原則徒歩で最寄の乗車駅へ移動する。
- ・乗車駅から鉄道輸送で降車駅に移動する。
- ・降車駅から受入避難施設まで、原則徒歩で移動する。



③借上げ車両等による避難（災害時要援護者）

- ・借上げ車両等により、各地区であらかじめ指定された市内避難施設（集合場所）に移動する。
- ・市内避難施設で借上げ車両等による避難者を確認し、受入避難施設及び避難経路を指示する。
- ・借上げ車両等により、受入避難施設まで移動する。



3-2-1 避難施設（集合場所）での避難者把握

- ・避難者の確認を行い、名簿を作成する。
- ・集合していない者について、自宅を確認する等の措置をとる。
- ・借上げ車両等での避難者についても、それぞれ定められた避難施設（集合場所）で避難開始の確認を行い、避難先施設の指示を行う。

3-2-2 市内滞在者の避難誘導

- ・バス、自家用車利用の滞在者は、避難経路以外の道路から避難するように誘導する。
- ・公共交通機関利用による滞在者は、一旦住民と同様に避難施設に誘導する。

3-2-3 NBC 攻撃の場合の留意事項

[共通事項]

- ・避難誘導の際には、風下方向を避けること。
- ・皮膚の露出を極力抑える措置・・・手袋、帽子、ゴーグル、雨合羽等を着用させること。
- ・マスクを着用させるか、折りたたんだハンカチ等を口にあてさせる。

[核攻撃の場合]

- ・風下を避け、風向きと垂直方向に避難させる。

[生物剤による攻撃の場合]

- ・避難ではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講じる。

[化学剤による攻撃]

- ・化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難させる。

4 各パターンに応じた避難対策の検討

4-1 避難パターン例（その1）・・・着上陸侵攻、航空機攻撃等の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、我が国全体としての調整等が必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時に国の総合的な方針として示されることとなる「避難措置の指示」を踏まえて行うこととする。



想定される事態

- ・事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となるため、「国の総合的な方針を待って対応し、平素から具体的に定めることはしない。」とされている。

避難誘導の方針

- ・このため、避難実施要領のパターンについては作成しない。
- ・ただし、避難単位、避難住民の人数、避難の優先度、住民の輸送方法等については、平素から整理しておくこととする。

4-2 避難パターン例（その2）・・・①弾道ミサイルによる攻撃の場合 ②急襲的に航空攻撃が行われる場合

【例示1】 首都東京及びその周辺地域を標的とした弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報の発令に対し、住民等が迅速に対応できるよう、事態に関する情報に注意を呼びかけるとともに、住民等がとるべき避難行動等について周知する。

【例示2】 警告を無視した航空機の編隊の接近等、航空攻撃の兆候等が確認された場合についても、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとる。



想定される状況

- ・国からはミサイル発射の警報と避難措置の指示が同時に出されると考えられる。
- ・ミサイル発射から、避難までの時間的余裕がない。
- ・市において避難実施要領を作成する時間も少ないと考えられる。

避難誘導の方針

- ・防災行政用無線のサイレンを最大音量で吹鳴し、住民に警報の発令とあらかじめ定めた避難方法について、防災行政用無線等により繰り返し放送する。

避難実施要領（一例）

大和市長
〇〇年〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国は、弾道ミサイルの発射が差し迫っていると警報を発令し、避難措置の指示を行った。このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。（ミサイルの着弾地域の予測、生物剤、化学剤の可能性）

2 避難誘導の方法

2-1 避難誘導の全般的方針

防災行政用無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知する。

実際に弾道ミサイルが発射され、当該市が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政用無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、住民を密閉された堅ろうな屋内等に避難させる。

2-2 住民等への伝達

①警報の発令

弾道ミサイルが発射された場合には、国から警報の発令が行われる。担当職員は、市が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政用無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を伝達する。

※弾道ミサイル攻撃において発令される警報の一例

《J-Alert 警報音》（14秒吹鳴）

弾道ミサイルが発射されました。（2回繰り返し）

屋内に避難してください。

②退避先

ミサイル発射に伴う警報発令時には、住民は、近傍の屋内に避難できるよう、あらかじめとるべき対応を周知徹底する。

※弾道ミサイル攻撃への対応は、基本的には、目に見えない事象への対応となることから、国における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要。

2-3 住民の避難

・近傍の屋内に避難する場合には、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、困難な場合には建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気から出来るだけ遮断される状態になるように周知する。

・車両内にある場合には、警報発令時には、車両を道路の外の場所に止めるよう（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨げにならないよう）周知する。

・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（ガラス張りの建築物の下は避ける）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知する。

- ・避難住民の服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用する。
- ・着弾があった現場からは速やかに離れ、事後、着弾後の状況を踏まえて避難指示に従い行動する。

2-4 退避時の留意事項

- ・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書などを用意しておくよう周知する。また、防災行政用無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。
- ・大規模集客施設や店舗等の堅ろう建築物の屋内へ避難することができるよう、各施設管理者に対して、あらかじめ協力を依頼する。
- ・着弾直後は、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外にでることは危険を伴うため、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行う。

注：着弾後の避難が必要な場合は、避難パターン例（その3）に準じるものとする。

3 市の体制

3-1 国民保護対策本部の設置

市長を本部長とする国民保護対策本部を設置。

3-2 災害対処等の準備

ミサイルや航空攻撃による被害が発生した場合の避難、救援及災害対処のための準備態勢を整える

この際、攻撃兵器がNBC兵器であった場合の対処に留意する。

4-3 避難パターン例（その3）・・・ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

【例示】 厚木基地機能の一部を停止させることを目的としたゲリラ・特殊部隊、テログループによる潜入破壊活動が発生。国は、この事態を緊急対処事態と認定し、県知事に対し基地周辺の住民の避難措置を指示した。知事は、基地周辺3kmの住民に避難を指示。



想定される状況

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合、事前察知が困難で、基本的に発生してからの対処となる。基地内の事態は、米軍からの情報提供によるしか把握する方法がない。

避難誘導の方針

- ・事態発生後は、基地周辺の住民等に情報を伝達し、現場から速やかに退去させる。
- ・基地内の従業者等については、米軍の指示のもとに避難等を行う。また、基地外の米軍人等については、市の指示のもとに避難等を行う。
- ・事態が一応収束した段階で、双方の避難者を交換する。
- ・正確な情報が入手できない場合は、一時的に基地内に避難するよう指示する場合もある。

避難実施要領（一例）

大和市長
〇〇年〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

厚木基地におけるゲリラ・特殊部隊、テログループによる潜入破壊活動に対し、国は、緊急対処事態と認定し、県知事に対し基地周辺の住民の避難措置の指示を行った。このため、知事は、基地周辺3kmの住民に避難を指示。住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 避難誘導の方法

2-1 避難誘導の全般的方針

・市は、速やかに基地周辺3km以内の住民を避難させる。
・基地内の従業者等の民間人及び基地内の米軍家族等の非戦闘員は、徒歩で基地外まで退避の上、専用バスで県が指定する〇〇市の避難施設に移動。

2-2 警戒区域の設定

・市は、自衛隊、警察、消防と協議の上、警戒区域を設定。立ち入り規制を実施。警戒区域内の国道・県道について、指定車両を除く一般車両の通行を禁止。

3 市の体制、配置等

3-1 市緊急事態対策本部の設置

市長を本部長とする緊急対処事態対策本部を市役所に設置。

3-2 市職員の現地派遣

現地に市職員及び消防職員を派遣し、避難住民の確認及び誘導を実施する。
ゲリラ等による襲撃のおそれがある場合は、警察・自衛隊等により安全が確保された後、職員が派遣及び避難の誘導を実施する。

3-3 連絡員の派遣

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣する。

3-4 避難経路における職員の配置

警戒区域から外側の避難経路の要所において連絡所を設置、市職員及び消防職員を配置して避難誘導、問い合わせへの対応、連絡調整を行う。避難の状況について、本部と連絡をとる。

注：市職員及び消防職員による避難誘導は、警戒区域から外側の地域とし、警戒区域内の避難誘導は、警察及び自衛隊に要請する。

3-5 現地調整所の設置

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、市、消防、警察機関、自衛隊等）の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう副市長を長とする現地調整所を設ける。
現地調整所設置場所：市立〇〇中学校

3-6 その他

緊急通行車両の配備、連絡所における救護班等の設置、給水等担当業務の明示、連絡先一覧等の準備

4-4 避難パターン例 (その4)・・・大和市〇〇駅周辺を要避難地域とする避難措置の指示が知事からあった場合 (爆破テロの場合)

【例示】 市内〇〇駅周辺においてテロリストによる爆破攻撃が発生、さらにテロリストによる攻撃の可能性のあることを踏まえ、〇〇駅周辺の A・B・C地区を要避難地域とする避難措置の指示 (被害発生の有無を問わず) が知事からあった場合

その他、交通機関、集客施設及び行政施設等の不法占拠 (多数の人質)、ハイジャックした航空機による突入などの場合が考えられる。



想定される状況

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合、事前察知が困難で、基本的に発生してからの対処となる。

避難誘導の方針

- ・事態発生後は、発生場所の住民等に情報を伝達し、現場から速やかに退去させる。
- ・警察、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。
- ・国から避難措置の指示が出る前に、現場を覚知した市の判断で、退避の指示をすることが想定される。
- ・正確な情報が入手できない場合は、一時的に屋内に避難するよう指示する。

避難実施要領 (一例)

大和市長

〇〇年〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国は、大和市 A・B・C地区において多くの者が死傷した事案について、武装工作員による爆発物を用いた攻撃の可能性が高いとして、警報を発令し、A・B・C地区を要避難地域として、密閉性の高い屋内や風上の高台へ避難するよう避難措置の指示を行った。神奈川県知事は、別添の避難指示を行った。(避難指示を添付)

2 避難誘導の方法

2-1 避難誘導の全般的方針

- ・テロリストが潜伏している A・B・C地区に所在する者は、当該地区から早急に避難するよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政用無線等により即座に伝達する。
- ・テロリストの行動に関する情報について、正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断される場合は、屋内に一時的に避難させる。
- ・警戒区域の指定を行い、テロリストによる攻撃が、一時又は最終的に収束した場合には、県警察及び自衛隊と連絡調整の上、住民を速やかに区域外に避難させ、立ち入りを禁止する。
- ・一時的に最寄の集合場所に集まり、その後、定められた避難場所に避難する。

2-2 住民等への伝達

- ・防災行政用無線、広報車、消防車両等で、避難指示の内容を伝達。
- ・A・B・C地区の自治会長、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防団長、警察等にファクス等を送付し、住民への伝達を依頼。
- ・要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害

者団体等への伝達。避難支援プランに沿った伝達。

- ・近隣での声の掛け合い。
- ・テレビ・ラジオ等の放送機関での放送を要請。
- ・外国人に対する、やさしい日本語及び多言語での（ボード等による）情報提供、語学に堪能な要員の配置。
- ・各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応、基地における米軍関係者の保護のための対応と並行して実施。
- ・基地内就業者等への伝達。

2-3 避難の方法

××時現在

- ・A・B地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により一時避難場所へ移動する。
- ・自力歩行困難者は、あらかじめ用意した市の車両で避難する。
- ・C地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

注：一時避難場所への移動

- ・消防は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ・要援護者等については、「要援護者支援班」を設置、「避難支援プラン」に沿って対応を行う。
- ・病院の入院患者は病院の車両又は救急車を利用して避難。
- ・老人福祉施設入居者は、市社会福祉協議会が対応。
- ・その他介護を必要とする者については、自家用車等の使用を認める。

2-4 避難の際の周知内容

- ・爆発音、銃撃音その他の危険な事象が発生又は発生が予測される地点から速やかに離れること。
- ・不振な事象又は不審者を発見した場合は、直ちに消防、警察等に通報すること。
- ・防災行政用無線、テレビ、ラジオ等の情報を確認し、流言飛語に惑わされることなく誘導員等の指示に従い、落ち着いて行動すること。
- ・避難開始までの待機又は一時避難場所への移動に際しては、努めて隣近所一緒に行動すること。
- ・避難時の携行品は、貴重品、最小限の着替え、日用品及び乳幼児の食品等最小限必要な物をリュック又はバッグに1人1個とし、金銭、貴重品及びパスポート、運転免許証等の身分証明書は必ず携行すること。
- ・避難の際は、電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確実に実施すること。
- ・避難対象地区以外の地区の住民は、努めて外出を控え、避難のための交通の確保に協力するとともに、家族との連絡を確保しておくこと。

2-5 避難完了の確認

- ・避難施設、避難所では避難者リストを作成する。
- ・派遣された市職員及び消防職員は、消防団とともに避難者リストを参考に残留者の有無を確認する。
- ・一時滞在者についても、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。
- ・避難の指示に応じない者については、説得に努めることとし、応じない場合は警察官に要請し、又は市長の権限により避難を指示する。
- ・避難を完了した家には、確認容易な場所に避難完了マークを貼付する。

2-6 避難住民の受入・救援活動の支援

- ・避難先は、〇〇市〇〇小学校とする。
- ・当該施設に対して職員を派遣、避難住民の登録や安否確認、食料、飲料水等の支給。
- ・県及び〇〇市の支援を受ける。

3 死傷者への対応

・死亡・負傷者は、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。

4 輸送

	輸送の内容	時間	経路	備考
A地区	約200名、A学習センターから〇〇市〇〇小学校へ、市保有車両×4台、バス2台	〇〇日 17:30	国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）	・バスや電車等の輸送手段は、基本的には県が確保。 ・避難経路については、交通規制を行う警察の意見を十分に聴いて決める。 ・夜間の場合への配慮（不安の解消） ・冬期の場合への配慮（寒さへの配慮）」
B地区	約200名、B学習センターから〇〇市〇〇小学校へ、民間バス会社×大型バス4台			
C地区	約100名、C学習センターから〇〇市〇〇小学校へ、民間バス会社×大型バス2台			

注：・避難内容

A・B・C地区住民約500名を同日15:00を目途に一時避難施設である警戒区域の外周上の学習センターに徒歩（要援護者とその介護者に限定して自家用車の使用を認める）で集合させた後、同日17:30以降、市車両及び民間大型バスにより、〇〇市〇〇小学校へ避難させる。

自力避難が困難な者又は安全に避難できない者は、警察又は自衛隊等による避難の誘導があるまで、近隣の堅ろうな建物等に避難する。

・避難先

〇〇市〇〇小学校（住所、施設名、集合方法等を具体的に示す。）

・誘導に際しての留意点

誘導に当たる市職員及び消防職員は、防災服、腕章、特殊標章（特殊標章は武力攻撃事態等における使用に限られる）等を着用し、携帯無線機又は携帯電話、警笛、身分証明書等を携行する。

誘導その他の行動に当たっては単独行動を避け、必ず2人以上で行動し、不審な事象等を発見した場合は、避難住民及び誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告・指示を行い又は警察等に通報する。

5 体制、配置等

5-1 市緊急事態対策本部の設置

市長を長とする市緊急事態対策本部を設置する。

対策本部設置場所：市本庁舎5階の研修室、代替施設として消防本部庁舎3階講堂

5-2 市職員の現地派遣

職員及び消防を一時避難施設である出先機関、避難先の〇〇市〇〇小学校に派遣し、避難の誘導及び援助を実施する。

5-3 連絡員の派遣

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣する。

5-4 避難経路における職員の配置

警戒区域から外側の避難経路の要所において連絡所を設置、市職員及び消防職員を配置して避難誘導、問い合わせへの対応、連絡調整を行う。避難の状況について、本部と連絡をとる。

注：市職員及び消防職員による避難誘導は、警戒区域から外側の地域とし、警戒区域内の避難誘導は、警察及び自衛隊に要請する。

5-5 現地調整所の設置

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、市、消防、警察機関、自衛隊等）の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう副市長を長とする現地調整所を設ける。 現地調整所設置場所：市立〇〇中学校

5-6 その他

緊急通行車両の配備、連絡所における救護班等の設置、給水等担当業務の明示、連絡先一覧等の準備

4-5 避難パターン例（その5）・・・市内の〇〇地区及び風下の〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示が知事からあった場合（化学剤を用いたテロの場合）

[例示] 国は、大和市〇〇地域における多くの者が急性症状を発症した事案について、化学剤（〇〇剤と推定される）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、避難措置の指示を行った。県は、爆発地区周辺の地域及びその風下となる地域の地区を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難指示を行った。



想定される状況

NBC（核・生物・化学）兵器を用いたテロの場合は、人体に機能障害を発生させるため、被害に対する特別な対応が必要となる。

避難誘導の方針

消防機関や医療機関等と連携を保ち、早急な原因物質の特定と適切な応急対策を実施し、汚染の拡大を防ぎつつ、避難誘導を行う。

避難実施要領（一例）

大和市長
〇〇年〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国は、大和市A地区において多くの者が急性症状を発症した事案について、化学剤（〇〇剤と推定される。）を用いた攻撃の可能性が高いとして、警報を発令し、A地区及びその風下となる地域（B地区、C地区、D地区）を要避難地域として、密閉性の高い屋内や風上の高台へ避難するよう避難措置の指示を行った。神奈川県知事は、別添の避難指示を行った（避難指示を添付）。

2 避難誘導の方法

2-1 避難誘導の全般的方針

市は、要避難地域の住民約1,000名について直ちに現場から離れ、外気から密閉性の高い部屋や風上の高台に避難を行うよう伝達する。当外エリア内の住民に対しては、防災行政用無線、電話、テレビ、ラジオ等により速やかに情報提供及び避難方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達させる。また、防護機器を有する県警察、自衛隊等による屋内への

避難住民の誘導を要請する。

注：・避難の指示

爆発周辺の地域（住民約 1,000 名）については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる地域の住民は、屋内への退避を行うよう指示。

・警戒区域の設定

爆発周辺の地域を警戒区域とし、警戒区域の外周上の要点に避難所・救護所及び除染所を設置して、避難市民等の誘導及び救助を実施する。

・住民への伝達

防災行政用無線等により避難を呼びかける。

避難誘導にあたる市職員及び消防職員に対しては防護服を着用させる。また、NBC防護機器を有する消防機関、警察、派遣された自衛隊に住民への伝達を要請する。

2-2 住民への伝達

- ・防災行政用無線やFAX、電話等により、要避難地域の住民への伝達を図る。
- ・地域の協力を得て、災害時要援護者等への伝達を行う。
- ・報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

2-3 警戒区域の封鎖と除染の実施

- ・警戒区域の外側の要所に設置した避難所・救護所において、避難者の受入・識別及び応急救護を実施する。
- ・警戒区域を封鎖し、除染所を設置して区域内から避難するすべての避難者に対し、トリアージを行うとともに必要な除染を実施する。
- ・避難所・救護所には避難用のバス・救急車等を配置し、所定の避難施設、病院等に搬送する。

2-4 住民への周知

- ・爆発音又は銃撃音のする地点から離れるように、風向き方向に避難する。警戒区域の外周までは、徒歩により避難する。
- ・自力避難が困難な者又は安全に避難できない者は、警察又は自衛隊等による避難の誘導があるまで、近隣の堅ろうな建物等に避難し、室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。
- ・2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動する。
- ・外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニールで密閉するとともに、手、顔、体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ・防災行政用無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

注：NBC（核・生物・化学）による汚染では、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供が必要。

3 市の体制、配置等

3-1 市緊急事態対策本部の設置

- ・市長を長とする市緊急事態対策本部を設置する。
対策本部設置場所：市本庁舎5階研修室、代替施設として消防本部庁舎3階講堂

3-2 市職員等の現地派遣

市職員及び消防職員を現地に派遣し、避難の誘導及び援助を実施する。また、現地で活動する警察、消防、自衛隊と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有、連絡調整に当たらせる。

注：NBC（核・生物・化学）を用いた攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合うことができる現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することが必要である。

3-3 臨時避難所の開設等

- ・臨時避難所を開設し、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の拠点とする。
- ・臨時避難所において、重度の患者等の搬送や専門医療機関における受入れの調整を行う。

3-4 安全の確保

- ・市職員及び消防職員による避難誘導は、警戒区域から外側の地域とし、警戒区域内の避難誘導は、警察及び自衛隊に要請する。
- ・化学剤又は生物剤のおそれがある場合は、避難誘導にあたる市職員及び消防職員に対しては防護服を着用させ、又は除染後の誘導を実施させ、二次被害の発生を防止する。